誓　　約　　書

私共は、地方税法施行令第４３条の１５第１５項第１号から第４号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

佐　賀　県　知　事　　様

枝番	氏　　名	枝番	氏　　名

※記載していただいた個人情報は、県税の賦課徴収の目的以外には利用しません。

【施行令第４３条の１５第１５項】

法144条の21第3項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

1　免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第144条の21第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して２年を経過しない者であるとき。

2　免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して２年を経過しない者であるとき。

3　免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法(法において準用する場合を含む。)若しくは関税法(とん税及び特別とん税において準用する場合を含む。)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して３年を経過しない者であるとき。

4　免税軽油使用者が法人であって、その役員のうちに前３号のいずれかに該当する者があるとき。

5　前各号に掲げる場合のほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適当と認めるとき。

※第２号の「滞納処分」とは、差押、換価、配当、交付要求のことをいいます。